

令和7年長審第4号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年12月6日08時23分

長崎県島原港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 4.4トン

登 録 長 12.20メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 3 4 1 キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成元年9月に進水したFRP製小型兼用船で、船体中央部後方寄りに船室を、その上方に同室へ通じる操舵室を配し、同室前部の左舷側にレーダー、魚群探知機を、中央部にソナー、舵輪を、右舷側に魚群探知機兼用のGPSプロッター、機関遠隔操縦レバー、機関回転計等をそれぞれ装備し、舵輪後方に操縦席を、同席左舷側に同乗者用の座椅子を設けていた。

(2) 島原港等

島原港は、島原湾に面した長崎県島原半島東岸に位置する港で、北部の内港及び南部の外港に分かれ、港の前面距岸1.5海里以内に多くの島が点在するほか、多数の陰礁（以下「島原港東方沖合の浅所」という。）が存在していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、知人8人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、たちうお釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和5年12月6日07時00分福岡県柳川市の島原湾北部に注ぐ沖端川左岸の係留地を発し、同湾南部の釣り場に向かった。

a受審人は、知人を船室、操舵室及び後部甲板にそれぞれ振り分けて待機させるなか、GPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、沖端川に沿って下航し、島原湾北部を経たのち、同プロッター画面に島原港が示されるように表示範囲を20海里レンジとして周囲に注意を払いながら航行した。

a受審人は、島原港北方沖合に至り、同港南方沖合に漂泊中の多

数の船舶を視認するとともに、島原港に近づいてきたことから、GPSプロッター画面の表示範囲を5海里レンジに切り替えた際、同プロッター画面に干出岩、暗岩等が示されていなかったのもので、島原半島東岸との距離を目視しながら航行を続けた。

ところで、AのGPSプロッターは、同プロッター画面の表示範囲を0.2海里レンジに切り替えると、島原港東方沖合の浅所が黄色の点線で示されるようになっていた。

a 受審人は、08時16分半僅か過ぎ島原灯台から007度（真方位、以下同じ。）1.7海里の地点で、針路を定めるとき、島原港東方沖合の浅所の存在を承知していなかったが、過去に島原港東方沖合と同港との間の水域を航行する自船と同じ程度のお船を数多く見掛けた記憶があったことから、同沖合に点在する島との距離を保てば予定経路上に航行の妨げとなるものはないと思い、GPSプロッターを活用して予定経路上の障害物の有無を調べるなど、水路調査を十分に行うことなく、針路を176度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a 受審人は、島原港東方沖合の浅所の存在も、島原港東方沖合の浅所に向首接近する状況にも気付かず続航し、08時23分島原灯台から141度1,020メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、島原港東方沖合の浅所に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は曇りで風力1の北西風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に亀裂、推進器翼に欠損、推進器軸、中間軸、引上軸及び舵板に曲損をそれぞれ生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚げは、島原港北方沖合において、島原湾南部の釣り場に向けて航行中、針路を定める際、水路調査が不十分で、島原港東方沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、島原港北方沖合において、島原湾南部の釣り場に向けて航行中、針路を定める場合、島原港東方沖合の浅所の存在を承知していなかったから、GPSプロッターを活用して予定経路上の障害物の有無を調べるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、過去に島原港東方沖合と同港との間の水域を航行する自船と同じ程度のお船を数多く見掛けた記憶があったことから、同沖合に点在する島との距離を保てば予定経路上に航行の妨げとなるものはないと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、島原港東方沖合の浅所の存在も、島原港東方沖合の浅所に向首接近する状況にも気付かず進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年5月28日

長崎地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文